

給はり、赴任の暇下さる、

〔嘉永明治年間録九〕萬延元年五月九日、今ヨリ每歲米二千俵ヲ松平左兵衛督○信和、上野、吉井、一萬石、ニ賜フ、松平左兵衛督へ、出格之思召を以て、其方一代の内、御合力米として、年々二千俵宛被下之、

合力米渡方

〔書替所定書〕當時定法

一 御合力米ハ、年中兩度相渡申候、右相渡候時節ハ極り無之、御手形御役所へ來次策書替相調申

候從前々々

〔淺草米廩舊例〕遠國御役人取越米之事

一 遠國御役人被仰付御合力米、御當地ニ而取越被下候分ハ、御切米之時節ニ相渡候共、皆米ニテ相渡申候事、

〔札差業要集下〕大御番方登年渡り方覺

二條 江戸出立御定日、毎年三月、小廿八日、大廿九日より、春御借米定日御書替玉なし、米金渡り、

夏取越米、春不勤以下、初日御書替濟玉なし、皆米渡り、冬は定日御書替玉入、米金渡り、

於彼地渡り 初御合力 五月十八日渡り 後御合力 十月七日渡り

大坂 江戸出立御定日、毎年七月、小廿二日、大廿三日より、春御借米定日御書替玉入、米金渡り、夏

御借米定日御書替玉なし、米金渡り、冬は定日御書替、米金渡り、

於彼地渡り 初御合力 八月廿三日渡り 後御合力 翌正月十六日渡り

合力金

〔柳營御女中覺書附〕延享元年九月八日

女中病氣ニ而御暇被下候節、三十年以上勤候者ニハ、御切米、御合力金之内多き方と、御扶持方、右兩様、一生之内可被下候旨被仰出之、

〔天明集成絲綸錄 三十八〕明和三戌年二月